

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市教育委員会
教育長 高桑三男

第2条調査課の款中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同款第26号中「及び凌風小中学校開設準備室の」を削り、同号を同款第25号とし、同条凌風小中学校開設準備室の款を削る。

第3条学校指導課の款第13号中「及び課内庶務」を「、課内及び東山泉小中学校教育企画推進室の庶務」に改め、同号を同款第14号とし、同款第7号から同款第12号までを1号ずつ繰り下げ、同款第6号の次に次の1号を加える。

(7) 産業教育の設備及び備品の拡充に関すること。

第3条学校指導課の款の次に次の1款を加える。

東山泉小中学校教育企画推進室

- (1) 東山泉小学校及び東山泉中学校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 東山泉小学校及び東山泉中学校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 東山泉小学校及び東山泉中学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)